

社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会
車椅子貸出事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する者に対し車椅子を貸出しし、在宅での生活を快適に暮らせることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 使用者は、次の各号にすべて該当する者とする。

(1) 玉城町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会員で、その分類は別紙「玉城町社協会員貸出物品リスト」によるものとする。

(2) 介護保険サービス適用外者で、貸出を必要とする者

2 ただし、本会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認める者はその限りでない。

(使用の申請)

第3条 使用許可を受けようとする者は、備品等借用許可申請者を会長に提出しなければならない。

2 申請については、本会事務局の営業時間内とする。

月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 8：30～17：30

(使用期間)

第4条 使用期間は原則1カ月とし、最長3カ月とする。

(使用料)

第5条 使用料は原則、無料とする。

(故障及び故障に伴う賠償)

第6条 使用により生じた事故等については使用者の責任とする。

2 使用により故障等生じた場合の修理代等すべての費用は、使用者の負担とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。